

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

北九州ブロック

| 医師会名 | 被接種者の居住地 | 請求方法 | 備考 |
|------|----------|---|---|
| 北九州市 | 北九州市 | ①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。 | 請求は、毎月締め翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 |
| 遠賀中間 | 中間市 | ・遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。 ・遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町に直接請求。 請求は毎月締め翌月10日までに、直接各市町への請求と変更。 | 令和3年度接種分から、中間市・遠賀郡以外の医療機関での接種分の請求は直接、各市町への請求へと変更。(毎月締め翌月10日まで)。遠賀中間医師会には別途、1件あたりの事務費を支払う。 ① 予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ② 同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③ 同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 |
| | 芦屋町 | | |
| | 水巻町 | | |
| | 岡垣町 | | |
| | 遠賀町 | | |
| 京都 | 行橋市 | 請求書に予診票を添付し、 ・A類予防接種→子ども支援課子育て支援係(0930-25-1111内線1183/1184) ・高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌 →地域福祉課健康づくり推進係(0930-25-1111内線1216) | 請求は、実施した月の翌月10日までに予診票を添付して行う |
| | 苅田町 | 直接請求。 | |
| | みやこ町 | A類、B類ともに請求先は同じ | |
| 豊前築上 | 豊前市 | 各市町に直接請求。 | 請求は、実施した月の翌月10日までに報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し請求して下さい |
| | 築上町 | | |
| | 吉富町 | | |
| | 上毛町 | | |

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

福岡ブロック

| 医師会名 | 被接種者の居住地 | 請求方法 | 備考 |
|------|----------|---|---|
| 福岡市 | 福岡市 | 市へ直接請求 | <p>①子どもの予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする ②高齢者インフルエンザ予防接種:接種期間(10月～翌年1月)終了後、2月10日までに請求 ※自己負担免除者は証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付 ③高齢者肺炎球菌予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ※自己負担免除者は証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付 ※①～③は、それぞれ報告書兼請求書を作成すること ※①～③いずれも報告書兼請求書におけるシャチハタ印は不可 ※報告書兼請求書における1月～3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日で可)</p> |
| 筑紫 | 春日市 | 各市町へ直接請求 | <p>請求は、毎月締め翌月10日まで A類とB類については請求書を分けて請求する A類:春日市福祉支援部子育て支援課 B類:春日市健康推進部健康スポーツ課</p> |
| | 大野城市 | | <p>請求は、大野城市民分の予診票(ワクチンシール貼付)と請求書を予防接種業務を実施した月の翌月10日までに送付 A類:こども健康課 B類:すこやか長寿課</p> |
| | 筑紫野市 | | <p>同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。 A類については子育て支援課へ、B類については健康推進課に、請求書を分けて、毎月締め翌月10日までに請求。</p> |
| | 太宰府市 | | <p>請求は、毎月締め翌日10日まで。 A類とB類については、請求書を分ける。A類:子育て支援課 B類:元気づくり課</p> |
| | 那珂川市 | | <p>請求は、筑紫地区専用の請求様式にて予診票(ワクチンシール貼付)を添付の上、毎月締め翌月10日までに、那珂川市保健センター(健康課)へ送付。</p> |
| 糸島 | 糸島市 | 市へ直接請求 | <p>報告書兼請求書に予診票(原本)を添付して市へ直接請求。請求は、毎月締め翌月末まで。 ※報告書兼請求書におけるシャチハタ印は不可</p> |
| 粕屋 | 宇美町 | <p>各町へ直接請求 ※請求書は福岡県医師会ホームページ掲載の「粕屋地区様式」を使用</p> | <p>請求書の送付先 A類は、宇美町教育委員会こどもみらい課(811-2131宇美町貴船2-28-1) B類は、宇美町役場健康福祉課(811-2192宇美町宇美5-1-1)</p> |
| | 篠栗町 | | <p>毎月締め翌月10日までに予診票を添付し請求(請求書は粕屋地区の請求様式) 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌は自己負担額を差し引いた額を請求 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は自己負担0円で全額を請求(それぞれ受給者であることが分かる証明書の写しの添付が必要)</p> |
| | 志免町 | | <p>請求は、毎月締め翌月10日まで</p> |
| | 須恵町 | | <p>請求は、毎月締め翌月10日まで A類と高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の請求書は、粕屋地区用を利用し、分けて請求すること。その際、上記添付書類を必ず添付すること。</p> |
| | 新宮町 | | <p>請求は、毎月締め翌月10日まで A類とB類については請求書を分ける 「※新宮町の予防接種請求書の送付先 811-0124 新宮町新宮東2丁目5-1シーオーレ新宮宛」</p> |
| | 粕屋町 | | <p>月締めで、委託料請求書に予診票を添付し翌月10日までに送付。 A類とB類については請求書を分ける。</p> |
| | 久山町 | | <p>A類とB類については請求書を分ける</p> |
| | 古賀市 | | <p>※高齢者インフルエンザの請求書は「古賀市様式」を使用 (その他は「粕屋地区様式」を使用)</p> <p>・請求は毎月締め翌月10日まで。 ・実施月毎の請求をお願いします。 ・高齢者肺炎球菌は接種券(事前申請)が必要。(65歳対象者は4月に郵送予定)。予診票に添付して請求。</p> |
| 宗像 | 宗像市 | 各市へ直接請求 | <p>請求は、毎月締め翌月10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診(予診のみ)が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども家庭課へA類、宗像市健康課へB類と分けて請求。 ※自己負担金免除の証明書は、必ず接種時に必要。後日の返金には応じない。</p> |
| | 福津市 | | |

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

筑豊ブロック

| 医師会名 | 被接種者の居住地 | 請求方法 | 備考 |
|------|----------|--|--|
| 直方鞍手 | 直方市 | 各市町へ直接請求 | ・請求は、毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票を添付し子育て・障がい支援課まで提出。 ・問い合わせ先 A類(風しん第5期を除く):子育て・障がい支援課、風しん第5期・B類:健康長寿課 |
| | 小竹町 | | 請求は、毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票を添付し当町まで提出。 |
| | 鞍手町 | | 請求は、毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票を添付し当町まで提出。 |
| | 宮若市 | | 請求書は、毎月締め翌月10日までに予診票を添付して請求。 |
| 田川 | 田川市 | 各市町村へ直接請求 ※次の者には、予診票の配布及び委託料の支払いはしない 1、対象者の該当しない者 2、予診票の自署欄に署名のないもの | ・請求は、毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求 |
| | 香春町 | | 予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病にわけて報告書兼請求書に予診票を添付し、各市町村に提出するものとする |
| | 添田町 | | 請求は、毎月締め翌月10日まで 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求 |
| | 糸田町 | | 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌については、生活保護者は自己負担なし。 診療依頼書の写し添付の上、請求。 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求 請求は、毎月締め翌月10日まで |
| | 川崎町 | | 請求は、毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、提出。 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求 |
| | 福智町 | | 毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し提出して下さい。 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求。A類とB類を分けて請求のこと。 |
| | 大任町 | | 請求は、毎月締め翌月10日まで 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌と子どもの定期予防接種の請求書は別々。 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求 ヒブ、小児用肺炎球菌等の同時接種時に予診のみ(接種不可)となった場合は1件分のみの請求となる。 |
| | 赤村 | | 請求は、毎月締め翌月10日まで A類とB類は別々に請求する。 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけ請求してください。 |
| 飯塚 | 飯塚市 | 各市町へ直接請求 | A類とB類を分けて、翌月10日までに市へ直接請求。(送付先は同一) B型肝炎ワクチンは、使用した規格のワクチン量によって接種料金が異なります。 高齢者肺炎球菌ワクチン接種時には予防接種券が必要になります。 持参されない場合は接種をしないようお願いします。 また、接種券は請求時予診票に添付してください。接種券の送付については新型コロナワクチンの接種券送付と同時期となるため、送付時期を見合わせております。60～65歳未満の対象者又は、予防接種券を紛失された方、接種券をお持ちでない対象者は、飯塚市健康課に問い合わせください。 |
| | 桂川町 | | A類とB類を分けて請求 B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が異なるため注意して下さい。 |
| | 嘉麻市 | | A類、B類別請求をお願いします。 (送付先:A類…嘉麻市上臼井446-1 子育て支援課、B類…嘉麻市岩崎1180-1 健康課) B型肝炎は、使用した規格のワクチン量により委託料が異なるため注意してください。 |

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

筑後ブロック

| 医師会名 | 被接種者の居住地 | 請求方法 | 備考 |
|------|----------|--|--|
| 久留米 | 久留米市 | ①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。 | 3ヶ月毎に(4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分として)最終月の翌月(7、10、1、4月)10日まで(必着)にまとめて請求。 請求者が法人の場合は、請求書に法人登記印を押印すること。 |
| 大牟田 | 大牟田市 | 市へ直接請求 | 請求は、毎月締め翌月10日までに、定期予防接種報告書兼請求書(広域分)に予診票を添付して提出する。 |
| 八女筑後 | 八女市 | 各市町へ直接請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・翌月の10日までに予診票を添付し八女市健康推進課に請求する。 ・A類とB類は分けて請求し、B類は、高齢者インフルエンザと高齢者用肺炎球菌を分けて請求する。 ・代表者について、肩書(院長・理事長等)を付して請求する。 ・医療法人については、法人印と代表印を押印の上、請求する。 ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する。 |
| | 筑後市 | | 請求は、毎月締め翌月10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで医療法人の場合は、法人印および代表者印の2種類の押印 |
| | 広川町 | | 請求は、毎月締め翌月10日まで A類とB類を分けて請求 |
| 朝倉 | 朝倉市 | 各市町村へ直接請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・医療法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を押印し、代表者の肩書を代表者の前に併記すること。 |
| | 筑前町 | | <ul style="list-style-type: none"> ○定期予防接種 ・実績報告書兼請求書に予診票を添付の上、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求。 ・長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適応されます。 ○高齢者用肺炎球菌ワクチン ・請求書には、自己負担額(3,000円)を引いた金額(5,725円)を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。 |
| | 東峰村 | | 請求は、毎月締め翌月10日まで |
| 小郡三井 | 小郡市 | 各市町へ直接請求 | 請求は、毎月締め翌月10日までに報告書兼請求書(様式第二号)に予診票を添付して請求 |
| | 大刀洗町 | | |
| 大川三潁 | 大川市 | 請求については、医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本市へ請求すること 「予診のみ」の請求は、同日で同一者の場合は1件の請求とする。その場合の予診票の提出はいずれか1枚のみとする。 | 請求は、毎月締め翌月10日まで 接種実施の医療機関が法人である場合は、請求書に法人印及び代表者印を押印のうえ提出すること。 |
| | 大木町 | 当該医療機関の属する医師会を経由して、もしくは医療機関から直接行政へ請求。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。 | |
| 柳川山門 | 柳川市 | 市へ直接請求 | 請求は、翌月10日までに予診票を添付し、請求書を柳川市健康づくり課健康係に提出 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求 |
| | みやま市 | 市へ直接請求 | 請求は、翌月10日までに予診票を添付し、請求書を本市健康づくり課健康係に提出 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求 |

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

| | | | |
|----|------|---|-----------------|
| 浮羽 | うきは市 | ①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由でうきは市へ請求。 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接うきは市へ請求。 | 請求は、毎月締め翌月10日まで |
|----|------|---|-----------------|

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。